

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

証券の貸借取引の残高に関する報告書

共 通 項 目													
取引 種類	証券発行体 の区分	対 象 年				報 告 者 コー ド				勘 定 区 分			

報告年月日： _____

報告者： _____

氏名又は名称 _____

及び代表者の氏名 _____

報告者の区分（該当分に○）

1. 銀行 2. その他金融機関 5. その他

住所又は所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者氏名（電話番号） _____

(外貨証券：百万米ドル単位、円払証券：億円単位)

非居住者投資家の 所在国又は地域 (居住者発行円払証券)	証券発行体の所在国又は地域 (非居住者発行証券)				証 券 種 類	証券種類コード			長 短 区 分	年 末 残 高	原通貨コード		

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 本報告書は、外貨証券（法第6条第1項第12号に規定する証券をいう。）及び円払証券（法第6条第1項第12号に規定する外貨証券以外の証券をいう。）に係る非居住者との間の貸借取引の年末残高を記入すること。
- 「共通項目」及び「明細項目」におけるコード番号は、裏面のコード表の記載に従い記入すること。
- 本報告書は、「共通項目（取引種類から勘定区分まで）」欄の内容が異なるごとに別葉として作成すること。
- 外貨証券に係る報告については米ドルに換算のうえ百万米ドル単位で、円払証券に係る報告については億円単位で記入すること（単位未満四捨五入）。
- 本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由して非居住者で行なった証券貸借取引の年末残高を除いて報告すること。前記の経由となる証券貸借取引の依頼を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引の年末残高を含めて報告すること。
- 記入欄が不足する場合は、本様式を用いて次葉として報告すること。

【報告書裏面】
【共通項目】

【注1】		【注2】		【注3】		【注4】		【注5】	
取引種類		証券発行体の区分		対象年		報告者コード		勘定区分（信託勘定保有銀行等）	
コード	定義	コード	定義			コード	定義	コード	定義
40	居住者の証券借入の残高	01	外貨証券：非居住者発行	YYYY	西暦年 (4桁)	(5桁)	日本銀行が 通知する 5桁コード	00	銀行勘定
		02	外貨証券：居住者発行					10	信託勘定
42	居住者の証券貸付の残高	03	円払証券：非居住者発行					<ブランク>	信託勘定を保有しない報告者
		04	円払証券：居住者発行						

【明細項目】

【注6】		【注7】		【注8】		【注9】		【注10】	【注11】	
非居住者投資家の 所在国又は地域 (居住者発行円払証券)		証券発行体の 所在国又は地域 (非居住者発行証券)		証券種類		長短区分		年末残高	原通貨コード	
コード	定義	コード	定義	名称	証券種類コード	定義	コード	定義	コード	定義
(3桁)	本省令別表 第2に定め る国又は地 域番号	(3桁)	本省令別表 第2に定め る国又は地 域番号	証券種類 名称を記入	600	株式	00	中長期(1年超)		(3桁) <下表参照>
					610	国債	01	短期(1年以内)		
					620	その他債券(事業債等)	<ブランク>	株式		
					699	その他の証券				

【注11】

通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード
日本円	101	イラン・リアル	117	シンガポール・ドル	133	バーレーン・ディナール	149	モロッコ・ディルハム	165
アメリカ・ドル	102	インド・ルピー	118	新台湾ドル	134	パプアニューギニア・キナ	150	ルクセンブルク・フラン	166
ベルギー・フラン	103	インドネシア・ルピア	119	スペイン・ペセタ	135	バングラデシュ・タカ	151	ルーマニア・レイ	167
カナダ・ドル	104	バヌアツ・バツ	120	スリランカ・ルピー	136	フィジー・ドル	152	ロシア・ルーブル	168
中国元	105	ベネズエラ・ボリーバル	121	スロバキア・コルナ	137	フィリピン・ペソ	153	ECU	169
フランス・フラン	106	オーストラリア・ドル	122	セーシェル・ルピー	138	フィンランド・マルカ	154	SDR	170
ドイツ・マルク	107	オーストリア・シリング	123	タイ・バーツ	139	ブラジル・レアル	155	ユーロ	171
イタリア・リラ	108	オマーン・リアル	124	タヒチ・パシフィック・フラン	140	ブルネイ・ドル	156	チリ・ペソ	172
オランダ・ギルダー	109	カタール・リアル	125	チェコ・コルナ	141	ペルー・ヌエボ・ソル	157	ハンガリー・フォリント	173
スウェーデン・クローネ	110	韓国ウォン	126	デンマーク・クローネ	142	ポルトガル・エスクード	158	ポーランド・ズロチ	174
スイス・フラン	111	ギリシャ・ドラクマ	127	トリニダード・トバゴ・ドル	143	香港ドル	159	ルワンダ・フラン	175
スターリング・ポンド	112	クウェート・ディナール	128	トルコ・リラ	144	マレーシア・リンギット	160	イスラエル・シェケル	176
アイルランド・ポンド	113	ケニア・シリング	129	ナイジェリア・ナイラ	145	南アフリカ・ラント	161	カンボジア・リエル	177
アラブ首長国連邦ディルハム	114	コロンビア・ペソ	130	ニュージーランド・ドル	146	ミャンマー・チャット	162	ベトナム・ドン	178
アルゼンチン・ペソ	115	サウジアラビア・リアル	131	ノルウェー・クローネ	147	メキシコ・ペソ	163	ラオス・キップ	179
イラク・ディナール	116	ヨルダン・ディナール	132	パキスタン・ルピー	148	モーリシャス・ルピー	164	その他	999

- 【注1】 取引種類
【注2】 証券発行体の区分
【注3】 対象年
【注4】 報告者コード
【注5】 勘定区分
【注6】 非居住者投資家の所在国又は地域
【注7】 証券発行体の所在国又は地域
【注8】 証券種類
【注9】 長短区分
【注10】 年末残高
【注11】 原通貨コード
- 居住者の証券の借入を「40」、貸付を「42」として記入すること。
外貨証券においては非居住者発行のものを「01」、居住者発行のものを「02」とし、円払証券では非居住者発行のものを「03」、居住者発行のものを「04」として記入すること。
対象年を西暦(4桁)で記入。
日本銀行(国際局)が通知する5桁コードを記入すること。
信託勘定を保有する銀行等における銀行勘定を「00」、同信託勘定を「10」として記入すること(信託勘定を保有しない報告者はブランク)。
居住者発行円払証券については、取引の相手方の所在国又は地域を本省令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。
非居住者発行証券については、当該証券の発行体の所在国又は地域を本省令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。
外貨証券、円払証券とも証券種類名称を記入すること。
負債性証券等について原契約期間が1年を超えるものを中長期(00)、1年以内のものを短期(01)とすること。
年末残高について、外貨証券の残高に係る報告については米ドルに換算のうえ百万米ドル単位で、円払証券の残高に係る報告については億円単位で記入すること(単位未満四捨五入)。
証券の券面通貨をコード表に従い記入すること。

「証券の貸借取引の残高に関する報告書」記入の手引
(直近改訂時点：2024年12月)

1. 報告を要する者

- (1) 外為令第11条の2第5項第11号に規定する特別国際金融取引勘定承認金融機関（以下「承認金融機関」という）
- (2) 外為令第18条の7第2項第2号ト又はチに規定する外国為替業務（注1）に係る取引又は行為の月中の合計額が100億円に相当する額を超える者のうち、銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、証券金融会社又は短資業者（いずれも承認金融機関を除く）
- (3) 外為令第18条の7第2項第2号ト又はチに規定する外国為替業務（注1）に係る取引又は行為の月中の合計額が100億円に相当する額を超える者に準ずる者として同項第3号の規定により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、証券金融会社又は短資業者（いずれも承認金融機関を除く）

—— (2)、(3)の基準金額は、一般売買、条件付売買、貸借取引の合計額。

(注1) ト. 証券の売買（本邦通貨を対価とする居住者間の売買を除く）

チ. 居住者による非居住者からの証券の取得又は居住者による非居住者に対する証券の譲渡に係る媒介、取次ぎ又は代理

(注2) 「短資業者」は、金融商品取引法施行令第1条の9第5号において「主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者」と定義される同法上の登録金融機関。

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第14条第6項第1号の1、第14条の2第3項第1号の1、第14条の3第3項第1号の1（上記1. (1)に該当する者）
- (2) 報告省令第22条第3項第1号の1（1. (2)に該当する者）
- (3) 報告省令第22条第4項第1号の1（1. (3)に該当する者）

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 62番窓口
(郵送の場合の宛先：〒103-8660日本郵便株式会社にほんばし蔵前郵便局私書箱30号
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

4. 報告書に計上する時期

毎年12月末現在

5. 報告書の提出期限

翌年1月末まで。

—— 提出期限が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の前日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

7. 報告に記入する金額の単位と使用する換算レート

- (1) 金額単位：外貨証券は百万米ドル単位、円払証券は億円単位（単位未満四捨五入）
 (2) 米ドル以外の外国通貨を米ドルに換算する場合のレート：報告省令レート

8. 報告の対象

- (1) 非居住者との間の外貨証券及び円払証券に係る証券貸借取引（消費貸借取引、海外にある本支店との取引も対象）の毎年12月末現在の残高を報告すること。なお、本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由して行なった貸借取引の場合、経由となる取引の依頼を受けた銀行等又は金融取引業者は当該取引を含めて報告するが、経由取引を依頼した報告者は当該取引を除いて報告すること。

—— 報告者に寄託されている証券（保護預り分）を対象とした非居住者との間の証券貸借取引を含む。

- (2) 外貨証券とは、外国において支払を受けることができる証券又は外国通貨をもって表示される証券をいう。

—— 次のものは証券券面が円建であっても外貨証券となるので注意すること。

イ. 本邦企業若しくは外国企業等が海外で発行したユーロ円債券。

ロ. 非居住者が国内で発行した円建債券（サムライ債）のうち償還が外貨となるもの（二重通貨債券）及び利払いが外貨となるもの（逆二重通貨債券）。

- (3) 円払証券とは、本邦において発行され、かつ本邦通貨をもって支払われる証券をいう。

9. 記入の方法と留意点

(1) 全般

イ. 「報告年月日」欄

西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

ロ. 「報告者の区分」欄

1. 銀行	<p>業務として預金の受入又は為替取引を行うことができる次に掲げる金融機関が該当する。ただし、信託業務を兼営するものについては、信託勘定における取引を「2. その他金融機関」に分類すること。</p> <p>(1) 銀行（日本銀行を除く） (2) 協同組織金融機関 (3) 公的金融法人（国民経済計算における公的金融機関） (4) その他法律に基づいて設立される金融機関</p>
2. その他金融機関	<p>金融商品取引業者、生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、信託業務を兼営する場合の信託勘定における取引、貸金業者、私的年金基金、資産の流動化に関する法律に基づき設立された特定目的会社等の特別目的会社及びその他法律に基づいて設立される業務として預金の受入又は為替取引を行わない金融機関（投資法人等）が該当する。</p>
5. その他	<p>上記1.、2.のほか、一般政府、中央銀行に該当しない者。例えば、一般事業法人、特殊法人や独立行政法人の一部、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人、個人が該当する。</p>

ハ. 「責任者の氏名」欄

報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）。責任者の選定にあたり肩書は問わない。押印は不要。

ニ. 「担当者の氏名（電話番号）」欄

（イ）担当者は、報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。

（ロ）電話番号はできるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

(2) 共通項目

イ. 「取引種類」欄

報告者（居住者）による証券借入の残高（40）と証券貸付の残高（42）に区分して記入すること。

ロ. 「証券発行体の区分」欄

外貨証券、円払証券のそれぞれについて非居住者発行証券（外貨証券01、円払証券03）と居住者発行証券（外貨証券02、円払証券04）に区分して記入すること。

ハ. 「対象年」欄

報告対象年を西暦（4桁 YYYY）で記入すること。

ニ. 「報告者コード」欄

日本銀行が通知する5桁のコード番号を記入すること。なお、信託業務を兼営する銀行等は、銀行勘定分（00）と信託勘定分（10）を別葉で作成し勘定区分を明記すること。

—— 信託勘定の報告は、個別勘定毎に区分せず全ての信託勘定を合算のうえ一括して報告すること。

(3) 明細項目

イ. 「非居住者投資家の所在国又は地域」欄

居住者発行円払証券について、取引の相手方（非居住者）の所在国又は地域を報告省令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。

—— 例えば米国籍企業のロンドン支店との取引は英国として報告すること。

—— 報告省令別表第2には「ユーロ」は地域として指定されていないので、個別の国名に該当するコードを記入すること。

—— 貸借取引の相手方（契約の当事者）が三者以上に亘る場合には、最終的な債権者又は債務者の所在国又は地域により区分すること。

ロ. 「証券発行体の所在国又は地域」欄

非居住者発行証券について、当該証券の発行体の所在国又は地域を報告省令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。

—— 報告省令別表第2には「ユーロ」は地域として指定されていないので、個別の国名に該当するコードを記入すること。発行体が国際機関の場合は、「国際機関（009）」と記入すること。発行体が欧州連合の場合は、「欧州連合（821）」と記入すること。ただし、発行体が欧州投資銀行の場合は、「国際機関（009）」と記入すること。

(参考) イ. ロ. の記入要否

	イ. 非居住者投資家の 所在国又は地域	ロ. 証券発行体の 所在国又は地域
非居住者発行 外貨証券	不要	要
非居住者発行 円払証券	不要	要
居住者発行 外貨証券	不要	不要
居住者発行 円払証券	要	不要

ハ. 「証券種類」欄

証券を「株式(600)」、「国債(610)」、「その他債券(事業債等)(620)」、「その他の証券(699)」の4種類に区分し、証券種類名称とコード番号を記入すること。

- 「株式」には、投資信託に係る株式及び受益証券を含む。
- 「その他債券(事業債等)」は、国債を除く負債性証券を指し、地方債、政府機関債(エージェンシーMBSを含む)、事業法人の社債及びコマーシャル・ペーパーを含む。
- 「その他の証券」は、株式、国債及びその他債券を除く証券を指す。なお、譲渡性預金証書に係る貸借取引については、当該証書が指名債権である場合は報告対象外となるので注意すること。

ニ. 「長短区分」欄

証券は原契約期間(発行から償還までの期間)が1年を超えるか否かを基準に中長期(00)と短期(01)に区分のうえ記入すること。また、株式を対象とした貸借取引の場合は記入しないこと。

ホ. 「年末残高」欄

貸借取引の対象となった証券の時価を記入すること(時価が不明である場合には、簿価により記入しても差し支えない)。

ヘ. 「原通貨コード」欄

証券の券面通貨をコード表に従い記入すること。

(4) その他

- イ. 記入欄が不足する場合は、本様式を用い次葉として報告すること(共通項目の記入を省略しないこと)。12月末残高がない場合には、報告省令第21条の規定による報告をする者を除き、本報告書の提出を要しない。一方、報告省令第21条の規定による報告をする者は、「該当なし」と記載して報告すること。なお、報告単位金額に満たない残高がある場合には、「0」と記入のうえ報告すること。